

国立大学法人滋賀大学 WEB ページ広告掲載の取扱いに関する実施細則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）WEB ページへの広告掲載を適正に行うため、国立大学法人滋賀大学広告掲載の取扱いに関する規程（平成20年10月20日制定。以下「規程」という。）第4条に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置及び枠数)

第2条 広告の掲載位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 広告の掲載位置は、本学 WEB ページ上の掲載場所の一部とする。
- (2) 広告の枠数は、4枠とし、広告掲載申請者1者につき1枠とする。

(広告の種類)

第3条 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 画像のサイズは、縦118ピクセル、横238ピクセルとする。
- (2) 画像の形式は、GIF（アニメ不可）又はJPEGとする。
- (3) データの容量は、15KB以下とする。

(広告の禁止表現)

第5条 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現又はラジオボタン等
- (2) 実際には機能しないもの
(例) 入力できるように見えるテキストボックス又は下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- (3) 閲覧者が本学に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
(例)「入試情報」又は「教員、職員採用情報」等の表現等
- (4) その他広告の表現として適当でないと本学が認めるもの

(広告の制限事項)

第6条 広告の表現又は配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限する事ができる。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、複数月の広告掲載の申請があった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

- 2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 第2項及び第3項の規定に関わらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日並び

に12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、本学が別に定める。

(広告の掲載方法)

第8条 本学は、規程第9条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までに掲載する。

2 本学は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後1時から午後5時までに取り除くこととする。

(広告の掲載料)

第9条 広告の掲載料は、1枠当たり月額20,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取下げる場合は、書面により学長に申し出なければならない。

3 本学は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付しているときは、広告の取下げを受理した日の属する月の翌々月以降の広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第11条 次に掲げる理由により、本学がWEBページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、規程第12条の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第12条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、本学にあらかじめ協議するものとし、広告原稿の作成については、規程第9条の規定を準用する。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、規程第9条第3項の規定を準用する。

(リンク先の変更)

第13条 広告主は、広告のリンク先を変更する場合は、変更しようとする日から起算して5日前までに本学に届け出なければならない。

(その他)

第14条 この細則に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、本学が別に定める。

附 則

この細則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年10月20日から施行する。